



平成17年 8月19日

各 位

株式会社 エー・アンド・デイ
代表取締役社長 古川 陽
(コード番号: 7745 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 手塚 和夫
電話番号 048-593-1111

新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) の割当に関するお知らせ

当社は、平成17年8月19日開催の取締役会におきまして、商法第280条ノ20、第280条ノ21および平成17年6月28日開催の当社第28回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役および監査役に対して、創業より東証上場に至るこれまでの事業発展に対する功績に報いるとともに、当社の株価や業績と報酬との連動性を高め、業績向上および株価上昇への意欲や士気を高めることを目的として発行する新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) の割当に関し、下記の通り具体的内容を決めましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社エー・アンド・デイ2005年8月発行新株予約権 (株式報酬型ストックオプション)

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 245,800株

ただし、当社が株式分割または併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式についてのみ行われる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併またはその他の組織変更を行う場合においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

3. 新株予約権の数

2,458個

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数 (以下「付与株式数」という。) は100株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役7名および監査役2名の合計9名（以下「対象者」という。）

5. 新株予約権の発行価額及び発行日

新株予約権は無償で発行するものとし、発行日は平成17年8月19日とする。

6. 各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払い込みをさすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株あたりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

245,800円

8. 新株予約権を行使することができる期間

平成17年9月1日から平成47年8月31日まで

9. 新株予約権の行使条件

- (1) 対象者は、当社の役員（取締役または監査役）を退任したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただしこの場合、対象者は、役員を退任した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から当該権利行使開始日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の一部または1個の新株予約権の一部を行使することはできない。
- (2) 対象者は、新株予約権を質入れ、もしくはその他一切の処分をすることができない。
- (3) 対象者が死亡した場合、対象者の相続人のうち、対象者の配偶者、子、一親等以内の直系尊属に限り新株予約権を行使することができる。ただし、相続人は、当該役員が死亡した日の翌日から3ヵ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (4) その他の権利行使の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

10. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 対象者が前項に定める規定により、権利を行使することができなくなった場合または権利を放棄した場合には、当該新株予約権は無償にて消却することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、新株予約権は無償にて消却することができる。
- (3) その他の消却事由および条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

11. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、対象者の請求がある場合に限り発行するものとする。

13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における当該株式の発行価額中資本に組み入れる額
資本に組み入れる額は1株につき1円とする。
14. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算
新株予約権の行使により発行された新株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、新株予約権の権利行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株予約権の権利行使があったものとみなしてこれを支払うものとする。
15. 新株予約権の行使請求受付場所
当社総務部（新株予約権に係る事務を担当する部門に変更があった場合には、当該変更後の担当部門）
16. 新株予約権の行使払込取扱銀行
埼玉りそな銀行株式会社 さいたま営業部（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

以上